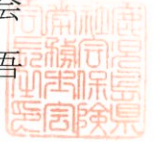


鹿社労発第45号
令和2年6月 日

鹿児島県中小企業団体中央会会長 様

鹿児島県社会保険労務士会
会長 鮫島 研吾



「鹿児島働き方改革推進支援センター」の周知及び
移動相談窓口の設置について（協力依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では鹿児島労働局委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」を受託し、「鹿児島働き方改革推進支援センター」を開設、労務管理等の専門家である「常駐型専門家」及び「派遣型専門家」を配置のうえ、働き方改革推進の支援に向けて、特に経営基盤が脆弱である中小企業・小規模事業者等を中心に、関係機関と連携を図りつつ、下記のとおり取り組んでまいります。

記

【具体的な取組内容等】

- ◇ 労務管理等の専門家による個別相談対応及び企業訪問による相談支援
- ◇ 商工会議所・商工会や中小企業団体中央会等（以下「商工会議所等」）における出張相談の実施
- ◇ 商工会議所等において、非正規雇用労働者の処遇改善、時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築等に係る取組を普及するためのセミナーの開催
- ◇ 中小企業庁が事業を行う「よろず支援拠点」や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「生産性向上人材育成支援センター」等との連携

つきましては、広報用資料を送付いたしますので、窓口・相談コーナー等に配置（掲示）いただき、周知及び広報について格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。